

令和6年度 伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金募集要領

伊万里市では、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることを踏まえ、支援対象児童等の見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進するため、支援対象児童等の状況を訪問等により定期的に確認し、食事の提供、学習支援、生活指導支援等を通じた支援対象児童等見守り強化事業を実施する事業者に対して、補助金を交付します。

1. 募集受付期間

令和6年4月1日（月）～4月26日（金）の午後5時15分まで（閉庁日を除く）

（※郵送提出の場合は、令和6年4月26日（金）必着）

2. 申請資格

- ・市内に主たる事務所又は従たる事務所を有する法人
- ・伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請する事業を自ら実施することができる者
- ・市税を滞納していない者
- ・補助事業に係る経理と補助事業以外の事業等にかかる経費を区分し、当該補助事業の収支を明らかにできること
- ・暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- ・政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと

3. 事業期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）の間で補助事業者が定める期間

4. 募集事業

次に掲げる要件を備えた支援対象児童等見守り強化事業

- ・支援対象児童等の居住地を週1回程度訪問するなどして、支援対象児童等及びその家庭の状況を把握し、その内容を本市に報告すること
- ・支援対象児童等の状況に応じて、食事の提供、学習支援又は生活指導支援等ができること。
- ・伊万里市要保護児童対策地域協議会に参画する関係機関等と連携できること。
- ・他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して実施する事業でないこと。

5. 補助対象経費

人件費（団体等の運営に係る職員の賃金や役員報酬を除く。）

- ・居宅訪問や子どもの状況把握等を行うスタッフの人件費等
- ・ボランティア保険等

燃料費（訪問等にかかる燃料費以外のものは除く。）

- ・居宅訪問や食料品配送等にかかるガソリン代等

需用費（耐用年数1年未満かつ1件につき税込1万円未満のものに限る。）

- ・食料品や日用品、学習支援に必要な消耗品等の購入経費
- ・食料品の保管や調理に要する光熱水費

その他経費

- ・事業の趣旨に合致し、支援対象児童等の状況把握のために特に必要があると認められる経費

【特記事項】

- ・補助対象経費は、事業の実施に最低限必要なものに限る。
- ・事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体等の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇に係る経費、通常より著しく高額と判断される経費、その他市長が補助対象とすることが適当でないと判断する経費は対象外とする。
- ・第2条第1号から第4号までに定める支援については、市長が必要と認めた支援対象児童等に対して実施し、かつ支援対象児童等の状況の把握を行うもののみを補助対象とする。

6. 提出書類

- ① 伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業（変更事業）計画書（様式第2号）
- ③ 事業収支（変更収支）予算書（様式第3号）
- ④ 支出予算内訳書（様式第3号別添様式）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- ⑥ 個人情報保護に関する誓約書（様式第5号）
- ⑦ 個人情報外部提供申請書（様式第5号の2）
- ⑧ 市税の滞納が無いことを証明する書類
- ⑨ 団体の概要や事業内容が分かる書類
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7. 注意事項

- ① 応募者が多数の場合は、予算の範囲内で交付決定を行います。
- ② 事業実施にあたり、月次実績報告書を翌月10日までに提出をお願いします。
- ③ 応募に際しては、伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付要綱をよくお読みください。

8. 募集書類の提出先・お問合せ先

申請書類は下記へ郵送または直接持参にてご提出ください。

〒848-8501

伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 子育て支援課子育て支援係

電話：0955-23-2310

FAX：0955-22-7650